

令和7年第1回川口市建築審査会会議録

- 1 日時 令和7年1月22日（水） 午後1時45分から午後2時30分まで
- 2 場所 第一本庁舎601大会議室
- 3 出席者 委員 植木竜太会長（議長） 廣瀬進治委員（廣はまだれに黄）
鹿島伸浩委員 加藤仁美委員 岡崎俊哉委員
事務局 建築安全課職員 6名 都市計画部技監 1名
- 4 次第 (1) 開会
(2) 会長及び会長代理の選任について
(3) 議案 第1号 建築基準法第43条第2項第2号の許可申請について
第2号 建築基準法第43条第2項第2号の許可申請について
(4) 報告 建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準による専決処分について
(5) その他
(6) 閉会

審査会の会議概要は次のとおり。

審査会は事務局の開会挨拶で始まり、事務局による進行で次第2の「会長及び会長代理の選任」について、建築基準法第81条第1項の規定により委員が互選した結果、会長に植木委員、同条第3項の規定により会長代理に鹿島委員が選出された。

以後、川口市建築審査会条例第5条第1項の規定に基づき、植木会長が会議の議長となって進行し、川口市建築審査会規則第3条第2項の規定に基づき、会議録署名人として廣瀬委員が指名された。

建築審査会の傍聴ルールについて説明を行った後、次第3の議案第1号から第2号「建築基準法第43条第2項第2号の許可申請」について、隣接地における同様の案件であるため、事務局から一括して提案された。道路や敷地の状況及び建物の用途について、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと判断した旨、別添資料に基づき説明を行った。

議長が各委員に諮ったところ、当該道の所有者や距離、当該道沿いで過去に当該案件と同様に許可した件数、当該案件が包括同意基準に該当しない理由について質疑応答後、出席委員全員の賛成が得られ、議案第1号から第2号は同意された。

次第4の報告「建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準による専決処分」について、事務局から建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準に基づき、令和6年12月25日から令和7年1月21日までの間における狭あい公道3件、協定道路1件、私道4m1件の専決処分に係る許可について報告された。

次第4その他において、次回以降の建築審査会の開催日程等について確認後、第1回建築審査会を終了した。